

婚姻届

令和 7 年 6 月 7 日 届出

東京都千代田区 長 殿

受 理				令 和	年	月	日			
第				号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附	票	住 民 票	通	知		

(1)	(フリガナ) 氏 名	夫 に な る 人		妻 に な る 人	
		ミン ジ ジ ロウ		コ セキ エイ コ	
		氏 氏	名 名	氏 氏	名 名
	生 年 月 日	民 事 次 郎		戸 籍 英 子	
		平成 2 年 2 月 2 日		平成 3 年 1 月 10 日	
(2)	住 所 (住民登録をして いるところ)	東京都千代田区霞が関		東京都杉並区高円寺北	
		一丁目 1 番 1 号		一丁目 1 番 1 号	
(3)	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	東京都千代田区丸の内		東京都千代田区平河町	
		一丁目 1 番地 番		一丁目 1 番地 番	
		筆頭者の氏名 民事 一郎		筆頭者の氏名 戸籍 弘	
	父母及び養父母 の 氏 名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	父 民事 一郎	続き柄 長 男	父 戸籍 弘	続き柄 長 女
		母 民事 和子		母 戸籍 恵	
		養父	続き柄 養 子	養父	続き柄 養 女
		養母		養母	
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	☒ 夫の氏	新本籍 (左の☐の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かなくてください)		
		☐ 妻の氏	東京都千代田区九段南一丁目 1 番地 番		
(5)	同居を始めた とき	平成 30 年 12 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)			
(6)	初婚・再婚の別	☒ 初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)		☒ 初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)	
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	☐ 夫 ☐ 妻	1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が 1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々また は1年未満の契約の雇用者は5） 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6.仕事をしている者のいない世帯		
		☐ 夫 ☒ 妻			
		☐ 夫 ☐ 妻			
(8)	夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
		夫の職業		妻の職業	
	そ の 他				
	届 出 人 署 名 (※押印は任意)	夫 民事 次郎 印		妻 戸籍 英子 印	
	事 件 簿 番 号				

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝
日でも届けることができます。

証 人		
署 名 (※押印は任意)	甲山 孝介 印	乙川 竹子 印
	昭和 15 年 6 月 10 日	昭和 17 年 8 月 30 日
住 所	東京都中野区野方	東京都世田谷区若林
	一丁目 1 番 1 号	一丁目 1 番 1 号
本 籍	東京都杉並区久我山	東京都千代田区永田町
	一丁目 1 番地 番	一丁目 1 番地 番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 台湾
- パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

☐には、あてはまるものに☐のようにするしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書い
てください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。

内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。